

安曇野市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

安曇野市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	…	1
2	目標	…	1
3	計画の期間	…	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	…	2
5	進捗計画	…	4
6	関連する取組、今後のフォローアップについて	…	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市は、「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓く たくましい安曇野の子ども”を育む」ことを基本理念とし、それを受けて「郷土愛と未来を切り拓く力を育む魅力ある学校教育の実現」を目指している。そのためにも、教育職員自身が、働きがいを感じ、ゆとりをもって子どもたちや家族と接することができることを目指して、この計画を策定する。

(2) 本市の現状

○本市では、令和5年3月に、所管する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、安曇野市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和5年安曇野市教育委員会規則第3号）（以下「規則」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及び縮減に取り組んできた。そこでは、教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間の範囲内にするために、教育職員の業務量の適切な管理を行うよう記している。

- ・1月について45時間
- ・1年について360時間

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間以上80時間未満の割合	月80時間を上回る割合
小学校	月32時間56分	25.0%	3.6%
中学校	月37時間21分	30.1%	9.6%

○平均の時間外在校等時間は、小学校中学校共に規則に示された「1月について45時間」を下回っているが、小学校で約四分の一、中学校で約三分の一の教育職員が月45時間を上回っている。一部の職員に業務が偏らないような工夫をして、職場全体で教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○以上のことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号 以下「法」という。）第8条に基づき本計画を策定するものである。

※時間外在校等時間とは、教育職員が業務を行う時間（法第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間をいう。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における時間外在校等時間を360時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【8.3%】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や同僚との協働、専門性の発揮により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度（期間内であっても、必要に応じて見直しをしていく）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。なお、取組の具体については、各校の実情に合わせて検討していく。

(1) 「業務の3分類」(以下のア、イ、ウ)を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①学校徴収金の徴収・管理

- ・学校給食費は、公会計化を行っている。
- ・公会計化できない学校徴収金については教員業務支援員等の協力を得ながら処理していく。

②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応

- ・学校で対応困難な事例については、教育委員会が学校と連携して対応するとともに、スクールロイヤー制度も活用していく。

③市内で開催されるイベントへの児童生徒の出演と引率指導

- ・主催者に対し、学校や児童生徒の負担にならないように依頼していく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

④調査・統計等への回答

- ・教育委員会として、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の縮減に努めるとともに、市長部局や県・県教育委員会にも理解を求めていく。
- ・回答が必要なものについては、デジタル技術の活用を進めていく。

⑤学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・特定の職員に業務が集中しないように、チームで取り組むようにする。可能ならば教員業務支援員の協力を得る。

⑥ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT支援員の協力を得て進める。

⑦学校プールや校庭遊具等の施設・設備の管理

- ・授業等に付随して行う日常点検は、教育職員が中心になって行うが、その他の業務管理は、市教育委員会と連携しながら民間事業者に委託する。

⑧児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・地域住民等の支援を受けつつ、教育職員の輪番制による負担軽減を検討していく。

⑨部活動

- ・令和8年度中に、原則、休日の部活動の地域展開を実現し、令和10年度までに平日の部活動の地域展開を実現する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑩給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、学級担任等又は栄養教諭が実施する。なお、学級担任のみならず教育職員等によるアレルギー事故等緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

⑪授業準備

- ・教材等の印刷や物品等の準備その他補助的な業務については、教員業務支援員の協力を得て進める。

⑫学習評価や成績処理

- ・採点作業や提出物の提出状況の確認その他補助的な業務については、教員業務支援員の協力を得るとともに、デジタル技術の活用を推進する。

⑬学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他学校行事に関わる関係機関との調整、物品その他の準備等の業務について、チームで対応し、特定の教育職員に業務が集中しないようにする。
- ・運動会、音楽会、文化祭など、従来の踏襲ではなく、新しい時代の学校行事を児童生徒と共に作りあげていく。

⑭進路指導の準備

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、必要に応じて市の就労相談との協働を促進したりする。

⑮支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、学校支援員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療支援員等、効果的な支援が期待される関係者との協働を促進し、関係者会議等を開く場合は、計画的・効率的に運営できるようにする。
- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、市教育支援センターや校内の多様な学び学習室等と連携し、チームで対応する。
- ・子ども発達支援相談室、こども家庭センター等、市の関係機関との連携を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課の工夫を行う。
- ・市のポータルサイトに学校で必要な情報を掲載して活用しやすくしたり、年間行事予定表や児童生徒名簿などの書式を統一したりして、どの学校でも同じように業務が進められるようにしていく。
- ・令和7年度中に全校に設置した勤務時間外の自動応答機能や電話の録音機能について、効果的な運用を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・引き続き、正確な在校等時間の把握に努める。
- ・1 か月時間外在校等時間が 100 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・職員数 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう促進する。
- ・学校における定時退校日を、月 2 回以上設定するよう促進し、長期休業中等の期間内に 7 日間の一斉閉庁日の設定を行う。
- ・日課の工夫や担当教育職員の交代制などの取組で、法定の休憩時間が確保できるように努める。

5 進捗管理

取組の着実な実行を図るため、次の項目について目標をたて、進捗状況を把握していく。

(1) 計画の目標

ア 1 か月時間外在校等時間

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
45 時間未満の者（％）	6 0	7 0	9 0	1 0 0

イ 1 年間における時間外在校等時間

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
一人あたり（時間）	3 9 0	3 8 0	3 7 0	3 6 0

(2) 各施策の目標

ア 部活動地域展開

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
休日部活（％）	5 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
平日部活（％）	1 0	1 0	5 0	1 0 0

イ 年間授業時数（行事、余剰を含む）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
小学校高学年、中学校	1 1 3 0	1 1 3 0	1 1 2 0	1 0 8 5

ウ 1 か月の在校等時間が 100 時間を超えた教育職員の数

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
のべ人数（月ごとの合計）	7 6	5 0	2 0	0

エ ストレスチェック受診率

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
受診率 (%)	6 0	7 0	9 0	1 0 0

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・上記進捗状況を毎年度市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会や総合教育会議において報告することとする。
- ・学校運営協議会と連携し、学校での児童生徒の支援にあたるボランティア人材の確保に取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行う。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して学校の働き方改革の内容について周知を行うとともに、協力を得られるよう取り組む。